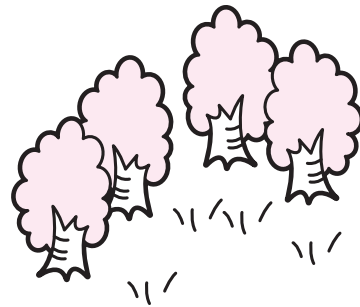


固定資産評価額のお知らせ

問 税務課
固定資産税係
⑨ 2154



土地

地価の下落が続いているため、前年度に引き続き平成16年度の固定資産評価額を引き下げます。引き下げの

対象となる土地は、伊奈町全域の宅地および宅地比準土地です。

ただし、固定資産評価額が引き下げられた土地でも、税額の算定基礎となる課税標準額が評価額に達しない場合には、負担調整措置により税額が上昇することがあります。

評価額については、4月1日以降税務課窓口で固定資産課税台帳を閲覧することによりご確認ください。

家屋



平成16年度の評価額は据え置きとなります。

ただし、新築軽減の適用を受けていた家屋で新築軽減の期間(3年または5年)が満了となったものは、税額が上昇することになります。

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

期間 4月1日(木)～5月31日(月、日、祝祭日は除く)
時間 8時30分～17時15分
縦覧場所 税務課窓口
縦覧できる範囲 伊奈町に土地または家屋を所有する納税者および同居の親族または委任状を持参した方が、納税義務を負っている資産(土地である場合は土地、家屋である場合は家屋)に係る縦覧帳簿のみ縦覧することが出来ます。

※ 印鑑をお持ちください。
費用 無料

固定資産課税台帳の閲覧

期間 4月1日(木)～(土、日、祝祭日は除く)
時間 8時30分～17時15分
閲覧場所 税務課窓口
閲覧できる範囲 伊奈町に資産を有する納税者および同居の親族または委任状を持参した方は、その納税義務に係る固定資産。伊奈町の土地を借り受けている方は該当する土地。家屋を借り受けている方は該当する土地および家屋に限り閲覧することが出来ます。

また、この場合は賃貸借契約書や賃借料の領収書等事実を確認できるものの提示をお願いいたします。なお、閲覧した内容は、課税台帳登録事項証明書にて証明を受けることが出来ます。

※ 印鑑をお持ちください。
費用 土地・家屋縦覧帳簿の縦覧期間に限り納税者は無料です。それ以外の期間および借地、借家の方は1件150円の手数料がかかります。

※ 所有者の方でも縦覧期間終了後に自己の課税台帳を閲覧する場合は、1件150円の手数料がかかりますのでご注意ください。

問 固定資産税係 ⑨ 2154

16年度からの納税は「口座振替」で

「つい、うっかりして納期が過ぎてしまった」また、「忙しくてなかなか納付に行けない」など、そんな方にはぜひとも口座振替のご利用をお勧めします。

お申し込みはいつでもできますが、口座振替の開始は申し込み月の翌月末以降の納期分からとなります。

◇対象種目

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料

◇手続き

預金通帳に使用している印鑑をお持ちのうえ、取扱金融機関または役場へお申し込みください。一度手続きされますと、翌年度からの手続きは不要です。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか役場にあります。

なお、口座振替により納付された町税等の納付済通知書は最終納期終了後に納税者に送付します。

◇取扱い金融機関

埼玉りそな銀行・東京三菱銀行・東和銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・武蔵野銀行・UFJ銀行・りそな銀行・埼玉縣信用金庫・中央労働金庫・上尾市農業協同組合・中央三井信託銀行浦和支店・郵便局(全国)

■**町長相談** 企画調整課 2214
ところ 役場2階町長公室
町政全般について、町長が直接相談に応じます。
※事前の電話予約が必要です。

■**教育相談** 教育委員会 2521
とき 10日・24日(第2・4水曜) 9:00~12:00
ところ 役場2階第7会議室
教育長が、教育問題についての相談に応じます。
※希望者は、事前に連絡してください。

■**暴力団被害相談** 地域振興課 2282
とき 9日(第2火曜) 13:00~16:00
ところ 役場2階第2相談室
上尾警察署員が暴力団員等による不当な行為で困っている方の相談に応じます。

■**行政手続き相談** 地域振興課
とき 17日(第3水曜) 13:00~16:00
ところ 役場2階第2相談室
行政書士が会社設立、農地転用、開発許可、相続等の手続きの相談に応じます。

■**登記相談** 地域振興課
とき 19日(第3金曜) 13:00~16:00
ところ 役場2階第2相談室
司法書士が登記や供託、訴訟書類の作成などの相談に応じます。

■**行政相談** 地域振興課
とき 24日(第4水曜) 10:00~12:00
ところ 役場2階第2相談室
行政相談委員が、国・県・町の行政に関する要望や苦情などの相談に応じます。

■**法律相談** 地域振興課
とき 26日(第4金曜) 13:00~15:00
受付 12:00~14:30 受付順
ところ 役場2階第2相談室
弁護士が、契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。

■**消費生活相談** 商工農政課 2241
とき 4・11・18・25日 10:00~15:30
ところ 役場2階第2相談室
消費生活専門相談員が消費者契約トラブル等の相談に応じます。

■**女性相談** 人権推進課 2219
とき 10日(第2水曜) 10:00~12:00
ところ 役場2階第2相談室
女性相談員が、いろいろな相談に応じます。

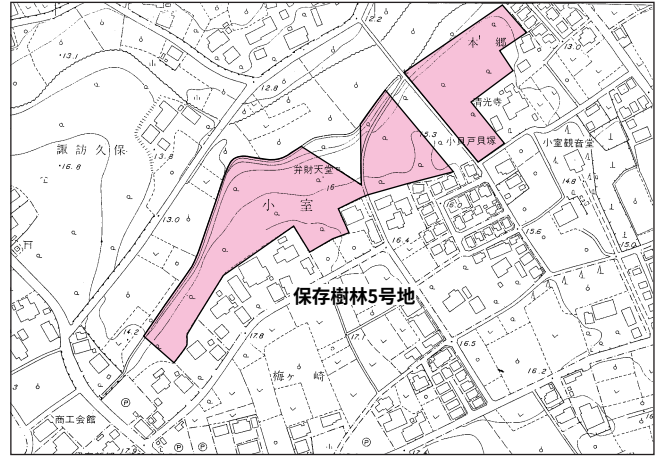
■**人権相談** 人権推進課
とき 17日(第3水曜) 9:00~12:00
ところ 役場2階第2相談室
人権擁護委員が、人権侵害の問題や、もめごとなどの相談に応じます。

■**児童相談** 健康生活課 2143
とき 23日(第4火曜) 10:00~15:00
ところ 総合センター内 児童館
家庭児童相談員が、子どものしつけや生活についての相談に応じます。

■**結婚相談** 住民課 2114
とき 17日(第3水曜) 9:00~12:00
ところ 総合センター内ボランティアビューロー
相談員が結婚を希望する方の相談に応じます。

■**心配ごと相談** 社会福祉協議会 722-9990
とき 3・10・17・24・31日 9:00~12:00
ところ ふれあい福祉センター相談室
民生委員・児童委員が、生活上の迷い、困りごとの相談に応じます。
※4月から、毎月第2・4水曜日となります。

《保存樹林第5号地を指定》



町では、このほど小室字本郷・字梅ヶ崎地内の山林の一部約1.4ヘクタールを土地所有者の方々のご理解とご協力をいただきまして、保存樹林第5号地として指定しました。これにより保存樹林は合わせて約8.2ヘクタールもの大きさに広がり、環境保全の拠点として、また、町内に残された貴重な自然環境を保全するうえでも重要な役割が期待されます。

※貴重な樹林地ですので、無断立入りやごみの投げ捨てなどしないようみなさんで守りましょう。

■ 都市計画課 2252

軽自動車税のお知らせ



軽自動車やバイク等の税金は、4月1日現在の所有者の方に納税していただいています。現在所有している車について、次のような場合は至急手続きを済ませてください。①住所を町外に変えるとき(転出) ②車を譲渡するとき ③盗難(ナンバープレートも含む)にあったとき ④所有者を変更するとき ⑤所有者が死亡したとき ⑥使用できなくな

廃車するとき⑦すでに車を持っていないとき
また、これらの手続きを他の方に依頼した場合は、手続きが完了しているか確かめてください。

■ 軽自動車・バイク等の税金は、4月1日現在の所有者の方に納税していただいています。現在所有している車について、次のような場合は至急手続きを済ませてください。①住所を町外に変えるとき(転出) ②車を譲渡するとき ③盗難(ナンバープレートも含む)にあったとき ④所有者を変更するとき ⑤所有者が死亡したとき ⑥使用できなくな

☆軽自動車四輪の場合 軽自動車検査協会埼玉事務所 725-2626

☆軽二輪・小型二輪(125ccを超えるバイク)の場合 埼玉陸運支局 624-1033

☆原動機付自転車(125cc以下のバイク)および小型特殊自動車(農耕用など)の場合 税務課 町民税係 2152